

ディスカッション用 参考資料

2023年3月20日

【第8回研究会におけるディスカッション概要】①

（問題となる自己優遇行為の類型、行為の主体）

- デジタルプラットフォームの自己優遇と類似するものとして、コンビニエンスストアやドラッグストアのプライベートブランドがある。旧来型のリアル小売のプライベートブランドとデジタルプラットフォームの自己優遇は、何が共通点／相違点なのかを大局的に見ることが重要。
- 自己優遇を経済学的にどう定義するかが問題である。従来、リアルの世界の自己優遇については、インクレメンタル・コスト以上スタンドアロン・コスト以下の値段設定であれば自己優遇とは言えないと結論付けていた。一方で、デジタルの世界の自己優遇はもう少し幅広く捉えられている。経済学的な概念を利用して、デジタルの世界の自己優遇の問題を定義できるか検討したい。
- 売り手と買い手の取引が行われているプラットフォームに関して、プラットフォームが売り手にもなりうるデュアルロールと、ある企業が自社で展開しているエコシステムの一部を自己優遇することの共通点／相違点についてどう整理すべきかが問題である。レポートを読んだところ、ドミナントなプラットフォームが自己優遇をすることが問題視されているようである。また、他のレポートによると、ドミナントな企業がマルチホーミングをするために必要なツールを自己優遇してしまうと、マルチホーミングができなくなっていった、支配力が増すという指摘がなされていた。この場合、何をもってドミナントと定義するのが問題である。
- デジタルプラットフォームがファーストパーティープロダクトを販売する際に、どこまでを自己優遇と定義するかは考えなければならない。例えば、検索順位の操作は明確に自己優遇と認識されるが、デジタルプラットフォーム内の商品の広告出稿に関して、デジタルプラットフォームを運営する企業であれば、結果的に自社の売上として戻ってくるため、操作をしなくても、高い値段を払って広告出稿をすることができてしまう。また、検索順位結果の横に自社製品の表示欄がある場合もあるところ、それらを自己優遇というのかどうか、議論する必要がある。

【第8回研究会におけるディスカッション概要】②

（自己優遇と経済分析）

- 自己優遇の規制をするにあたり、規制の目標が国や地域により異なる。EUのDMAは、①Contestability、②Fairnessの確保を目的としており、その2つを確保するためには自己優遇は禁止しなければならないという考え方である。その場合、経済学が出る幕はなさそうに思う。ドイツのGerman Competition Actは、潜在的なwelfare effectsを考慮し、ケースバイケースで判断することとしている。ドイツのように余剰を考慮してケースバイケースで判断する場合は、経済学による分析も可能である。
- 経済学の観点から今後議論すべき事項としては、誰が被害にあいやすいのかという点。既存研究では深く分析が進んでいない。また、既存の大規模なデジタルプラットフォームのみが規制されるという非対称規制が競争に与える影響についても知見がない状態だと思う。もう一つの課題は、自己優遇の有無をどうやって見つけるのかという点。規制を実施していくにあたっては、①誰が自己優遇の立証をするのか、②どうやって立証するのかという2つの問題に関しても議論する必要がある。
- 経済政策については、目的に対して最も有効な手段を割り当てることを考えるべきとの指摘がある。デジタルプラットフォームに求められている目標としては、経済民主主義に関わること、効率性、巨大企業とプラットフォーム利用者間の富の配分に関する格差の是正、取引条件の透明性、安全性の確保、有害情報の管理等がある。それに対して、経済学者が考える政策手段としては、構造規制、行動規制、料金規制、課税、補助金、共同規制等がある。政策手段の選択をするにあたり、自己優遇について経済分析するとなると、まず、構造推定というのはリッチなデータやマンパワーが必要で非常にコストがかかるため、社会の問題になるような大きな自己優遇の問題に対しする分析ならまだしも、多数の小規模な自己優遇について分析を行うのは非効率。より簡便な手段である誘導型の推定式を利用する場合であっても、価格や数量などの十分統計量が必要となるが、自己優遇の影響評価を行うのに適切な十分統計量があるのか不明である。さらに、自己優遇が観察できない場合に対応した更なる理論研究も必要ではないかと思う。

大規模プラットフォーム事業者に対する事前規制～背景・問題意識

- 大規模なデジタルプラットフォーム事業者を巡る競争上の課題に関して、既存の競争法（独占禁止法、事後規制）では十分に対応できないとの認識。
 - ✓ 以下の特性から、デジタル分野では迅速な対応を要する。
 - * ネットワーク効果、規模の経済、高い参入障壁、ティッピング、スイッチングコスト、ロックイン
 - ✓ 他方、審査・裁判に長期間を有する。競争当局の立証負担も大きい。
 - ✓ 審査・裁判の間に独占による弊害は解決困難に。

⇒ 競争法を補完するものとして、「事前規制」（特定事業者に対し、特定の行為を事前に規制する立法）が整備/検討されている。

- * 競争に悪影響を及ぼ危険性の高い行為類型が明らかになってきていることも背景の一つ
- * 正当化事由が認められる場合は義務を外すことで対応

※ 審査・裁判に時間がかかる背景

- ✓ デジタル市場における競争上の問題は、Theory of Harmの立証が難しい
（行為単体で見たときの競争上の弊害は比較的軽微でも、多数の行為が複合的に作用して弊害が生じる、その弊害はレイヤーを跨いで生じる）
- ✓ 市場画定が困難
（無償市場や多面市場では通常の実証手法を使えない、将来の競争者の想定が困難）
- ✓ 評価に必要な情報が偏在

海外で整備・検討されている事前規制の特徴

大規模なプラットフォーム事業者の指定	数値基準	域内の年間売上高やアクティブユーザー数等に基づき指定（EUデジタルマーケット法、米国議会法案）
	定性基準	当局が調査した上で基準を満たす事業者を指定（ドイツ改正競争法、英国で検討中の新制度）
事前規制 （一定の行為類型の禁止や義務付け）	列挙型	条文の規定がそのまま適用される（EUデジタルマーケット法（5条規制） 米国議会法案）
	カスタマイズ型	条文の規定をベースに、具体的な規制内容は、当局が調査した上で決定（ドイツ改正競争法、英国で検討中の新制度）

立証責任、正当化事由

- 欧州デジタルマーケット法案：
 - ・ 当局による市場画定、競争制限効果の立証は不要
 - ・ 対象事業者が義務の停止を当局に要請できる仕組みもある
- ドイツ改正競争法
 - ・ 禁止・義務付けの発動時には、当局による市場画定、競争制限効果の立証は不要
 - ・ 規制行為について、対象事業者が正当化事由を立証すれば、義務を免れる（立証責任は対象事業者）
- 米国オープンアプリ市場法案
 - ・ 規制行為について、正当化事由を立証すれば、義務を免れる
（正当化事由はプライバシー・セキュリティに限定）

（出所）第1回プラットフォームエコノミクス研究会資料（2022.6.24）等から作成。

「モバイル・エコシステムに関する競争評価中間報告」（2022年4月26日）・抜粋

1 総論 第2 目指すべき姿と対応に向けた基本的な考え方

- デジタル市場、中でも、今回競争評価の対象としている、複数のレイヤーで影響力を行使し得る地位にあるプラットフォーム事業者の行為によって生じるモバイル・エコシステムにおける競争上の問題は、プラットフォーム事業者がレバレッジを効かせることが可能な任意のレイヤーにおいて行われる、不定形かつ同時的な（通常は）複数の行為によって引き起こされることが典型であると考えられる。
そのような行為は、行為単体でみたときの競争上の弊害は比較的軽微であったとしても、多数の行為が複合的・相乗的に作用して競争上の弊害（Harm）を顕在化させること、また、その弊害がレイヤーを跨いで生じる、すなわち、行為が行われたものとは別のレイヤーで影響力が行使されることも十分に想定される。
- こうした特性に加え、無償市場や多面市場が多く通常の事案で用いられる手法をそのまま利用できないこと、技術革新の予想が困難なため、将来の競争者を想定することが困難であることなども相まって、市場画定が困難な側面がある。
また、評価に必要な情報がプラットフォーム事業者側に偏在しているなどの事情もあり、価格以外のプライバシーや顧客体験といった質的な要素の評価が難しいことも含め、上記のような多数の行為が競争上の弊害（Harm）を発生させるプロセスに関するセオリーを特定し、セオリーに従って Harm が発生していることを具体的に立証したり、正当化事由を考慮したりするなどして判断することが困難な側面がある。
- この結果、このようなアプローチで上記のようなモバイル・エコシステムの問題に対処しようとすれば、最終的な結論を得るまでに相当の時間を要することとなる（その間、競争環境が変化してしまうおそれもある）。
- また、デジタル分野のような技術が高度に複雑で変化が速い分野で、当局が特定の Harm を生じさせる特定の行為を取り出し、違法性を立証できても、当局の指摘の範囲外の迂回的手段（例えば、レバレッジが同様に効く別のレイヤーでの別のタイプの行為）で、同種の競争上の弊害（Harm）が繰り返される（いたちごっこ）おそれもある。
- 以上から、デジタル市場、中でも、今回競争評価の対象としているモバイル・エコシステムにおける競争上の諸課題については、その特性から、これまでの競争法によるアプローチとは異なるアプローチを考えていく必要があるのではないか。